

中央と畜場費会計 会計運営計画

団 体 名	:	横 浜 市			
事 業 名	:	中 央 と 畜 場 費 会 計			
策 定 日	:	令 和 6 年 4 月			
計 画 期 間	:	令 和 6 年 度 ~ 令 和 11 年 度			

※複数のと畜場を有する事業にあつては、と畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用)非適の区分	非適	事業開始年月日	昭和34年11月5日
職員数	23 人		
広域化実施状況	なし		
民間活用の状況	ア 民間委託	一部委託している(警備、清掃、機械設備の保守点検等)	
	イ 指定管理者制度	導入していない	
	ウ PPP・PFI	導入していない	

(2) 料金形態

※獣畜ごとの状況が分かるよう記載すること。なお、近隣と畜場(民設含む)に比較して減免を行っている場合は、その点についても記載すること。

と畜場使用料の概要・考え方	<p>横浜市中央と畜場条例施行規則 (使用料) 第3条 条例第5条の規定による使用料の額は、次に規定する額に1.1を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) と室使用料</p> <p>ア 普通と畜</p> <p>(ア) 生後1年以上の牛及び馬 1頭につき 1,500円 (イ) 豚(ウ)に掲げる場合以外の場合 1頭につき 348円 (ウ) 豚 湯むぎの場合 1頭につき 300円 (エ) 生後1年未満の牛及び馬、山羊並びにめん羊 1頭につき 200円</p> <p>イ 特別と畜(病畜、切迫及び時間外と畜)</p> <p>(ア) 生後1年以上の牛及び馬 1頭につき 2,250円 (イ) 豚 1頭につき 522円 (ウ) 生後1年未満の牛及び馬、山羊並びにめん羊 1頭につき 300円</p> <p>(2) と畜場施設使用料</p> <p>ア けい宿所使用料 1平方メートルにつき 月額 76円 イ 業者控室使用料 1平方メートルにつき 月額 121円 (平3規則99・平9規則20・平15規則90・平16規則49・平18規則91・平21規則63・平26規則17・令元規則25・一部改正)</p>
---------------	---

と 殺 解 体 料 の 方 概 要 ・ 考 え	と畜事業者(株式会社横浜食肉公社)において決定 (1頭あたり税込金額/単位:円)		
	畜種	金額	
牛	普通	6,050	
	特別	9,428	
	緊急	27,238	
豚	普通	大 貴	3,666
		普通	1,100
		小 貴	576
	特別	大 貴	5,238
		普通	2,095
		小 貴	995
	緊急	大 貴	15,715
		普通	5,762
		小 貴	2,934
(説明)			
・「特別」とは、午前8時～午後3時30分に病畜棟で処理した場合			
・「緊急」とは、上記時間外に緊急処理した場合			

その他料金の 概要・考え方	別表第7(横浜市中心卸売市場条例施行規則第58条)			
	市場	種別	使用料の額	
食肉市場	食肉部	市場使用料	卸売業者市場使用料	月額 税抜き卸売金額の1,000分の2
			仲卸業者市場使用料	月額 仲卸業者が条例第60条第2項の規定に基づき買入れた物品の販売金額の1,000分の2.5
			関連事業者市場使用料	月額 生鮮食料品等の販売金額の1,000分の1
	食肉部	施設使用料	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 40円
			仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,490円
			関連事業者店舗使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 490円 乙 350円 丙 250円 丁 130円
			事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 540円 乙 390円 丙 280円 丁 200円
			仲卸棟事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 1,590円
			屋上屋外使用料	1平方メートルにつき 月額 50円
			買荷保管所使用料	1平方メートルにつき 月額 1,560円
			仲卸業者買荷保管所使用料	1平方メートルにつき 月額 2,020円
			倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 220円 乙 160円 丙 80円
			冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 SA級 2,800円 C級 1,100円 副生物冷蔵庫 2,670円 小動物冷蔵庫 1,850円
			仲卸業者冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 SA級 4,660円 C級 3,970円
			福利厚生施設使用料	1平方メートルにつき 月額 1,540円
駐車場使用料	1平方メートルにつき 月額 300円			
		通過貨物使用料	大動物 10キログラムにつき 20円 小動物 同 10円	
(備考)				
1 基準額を算出する基礎となる面積が1平方メートル未満のとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数面積を1平方メートルとして計算する。				
2 基準額を算出する基礎となる期間が1箇月未満のとき、又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、その期間又は端数期間に係る使用料の額は、日割をもって算出する。				
3 通過貨物使用料の基準額を算出する基礎となるキログラム数が10キログラム未満のとき、又はそのキログラム数が10キログラム未満の端数があるときは、そのキログラム数又は端数キログラム数を10キログラムとして計算する。				
4 「販売金額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない。				
5 基準額の欄中の「特甲」、「特甲A」、「特甲B」、「特甲C」、「甲」、「乙」、「丙」及び「丁」の区分は、施設の建設年度その他の事情を考慮して市長が別に定める。				
6 基準額の欄中の「SA級」及び「C級」の区分は、冷蔵庫の能力その他の事情を考慮して市長が別に定める。				

料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成21年6月1日
----------------------------	-----------

(3) 現在の経営状況

(と畜頭数:頭)

	年度	牛	馬	豚	子牛	その他	合計
年間処理実績 (頭) ※過去3年度分を記載	R4	12,812	0	148,624	1	0	161,437
	R3	10,854	0	151,579	4	0	162,437
	R2	8,263	0	151,699	0	0	159,962
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R2		90.0%	R3	88.8%	R4	78.2%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R2		9.9%	R3	10.2%	R4	10.6%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R2		76.6%	R3	73.8%	R4	67.2%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	R2		55.7%	R3	57.3%	R4	55.4%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	地方債のみ						

【上記の収益、資産等の状況を踏まえた現在の経営状況の分析】

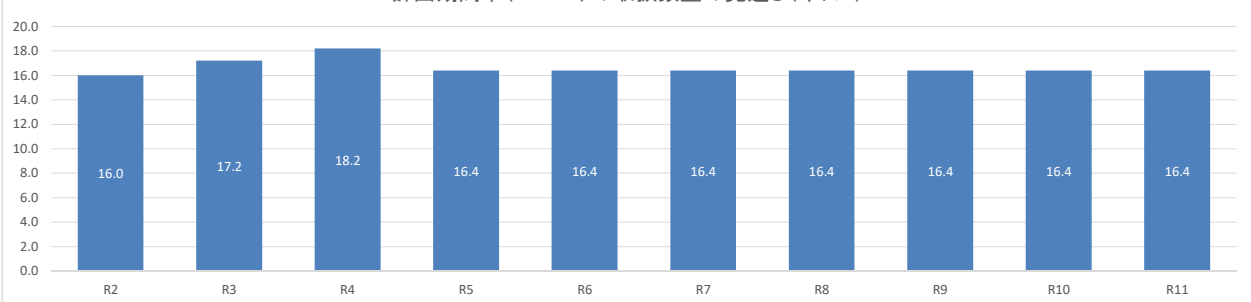
横浜市食肉市場は、卸売市場法をはじめ各種法令等に基づいて、市民に安全で安心な食肉を適正な価格で安定的に供給することを目的に開設されています。約370万人の人口を抱える大消費地である横浜において、約190億円規模の市場を形成し、生産者や仲卸事業者、1万人を超える食肉を扱う市内小売業従事者等多数の事業者の経済インフラの中核的拠点であり、地域経済の発展と市民の食生活の安心・安全を支えています。市場として、食肉を流通させる市場機能のほか、生体をせりにかける枝肉にするための食肉加工プラントとしての「と畜解体業務」は、生産者保護や集荷対策等のために、と畜解体料が低く据え置かれており、全国的に採算の取れない業務となっています。このような状況のもと、繰入金負担を少しでも抑制するため、市場として歳出の見直しが必要であると考えており、市場インフラにおける改修計画の見直しによって、ライフサイクルコストの平準化による財政状況の安定と老朽化による事業停滞などのリスク軽減や設備の更新によって光熱水費や修繕費等のランニングコストを削減などを実施しました。今後もあらゆる機会をとらえ設備の合理化や運営方法の見直しを実施していきます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理頭数の見直し

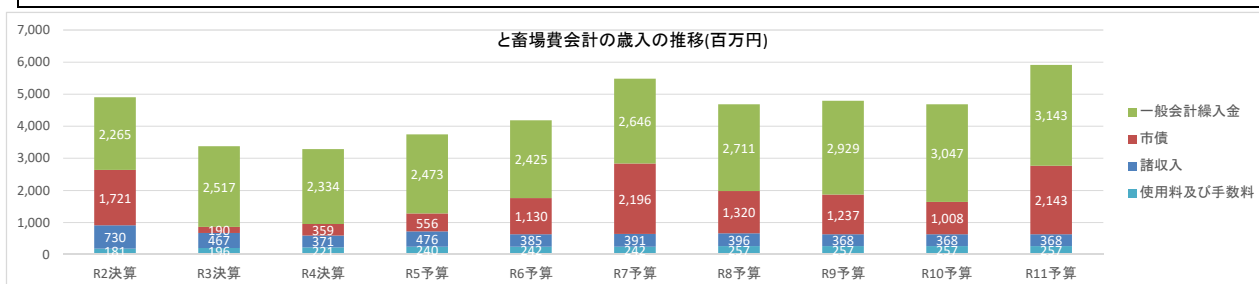
○食肉市場については、全国的な飼養戸数の減少と生産農家の規模の大型化が進み、出荷市場の選別が進行しています。近年では、国際情勢等の影響もあり、燃油高や飼料高による食肉の生産コストが上昇している一方で、物価高で比較的単価の高い食肉の小売店での消費が低迷するなど、市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、長期的には、日米貿易協定やTPP等の協定による段階的な食肉の関税引き下げ、為替相場の変動等の影響が懸念されます。こうした情勢の中にあっても、**場内一体となって集荷や取引活性化に取り組む事により、現状水準を維持し続ける事**を目指しており、令和2年度に策定した横浜市中央卸売市場経営展望及び当会計運営計画では、令和11年度(2029年度)の取扱数量16.4千トンを目指しています。

計画期間中(R2-R11)の取扱数量の見直し(千トン)



(2) 料金収入の見通し

○主要な歳入である事業者からの使用料収入の確保については、市場間競争の激化の中で厳しい状況にあります。一部空床となっている仲卸棟の誘致などにより歳入の確保を進めていきます。

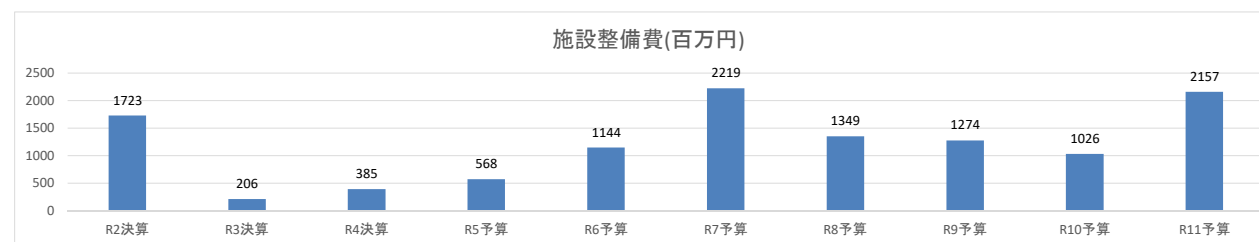


(3) 施設の見通し

○施設全体的に老朽化が進行していますが、引き続き高品質で安全・安心な食肉を安定的に供給できるよう、**日常的な点検更新を適切に実施するほか、整備計画により更新等への対応を行います。**特に、**小動物(豚)解体ラインについては、令和6年度の更新工事開始に向け進めていきます。**施設稼働率は、適切な稼働率であり今後も同水準が見込まれることから、現在の施設規模で整備を計画していく予定です。

牛、許可頭数105頭に対し、令和4年次では8割の84頭以上のと畜を行った日が5日、7割の74頭以上のと畜を行った日が15日となっており、季節変動がある中でも必要頭数のと畜を行っています。

豚、許可頭数800頭に対し、令和4年次では8割の640頭以上のと畜を行った日が89日あるものの、9割の720頭以上を超える日はなく、比較的安定した頭数でのと畜を行っています。



(4) 組織の見通し

○現在職員は23名です。うち、施設の修繕・改修を行う職員は9名(うちボイラー担当2名)となっています。**老朽化が進行しており日常的な設備の修繕等や設備の更新の対応が増加していますが、職員数の増加見込みがなく今後の対応について課題となっています。**また、衛生管理責任者は任期付きの職員であり、**安定した衛生管理体制を構築する上では、獣医師資格の配置が必要**となっており、課題に対応するための組織強化に努めていきます。

3. 経営の基本方針

○横浜市中央卸売市場経営展望に掲げる「**横浜地域の「食」生活・「食」文化を第一に支える食品流通拠点**」の実現に向けて、卸売市場としての更なる機能強化・役割拡大による地域社会への貢献を図ります。

○横浜市という大消費地において、生産者や卸・仲卸業者、売買参加者など市場関係者の皆様の信頼を得ながら、ハード・ソフト面の課題について、**優先度やコスト等を総合的に踏まえながら、市場の活性化に向けた取り組みを進めていきます。**

○取り組みにあたっては、効率的な市場運営を念頭に、**市場関係者のニーズにきめ細かく対応しながら、新たなサービスの提供や積極的な情報発信を行い、公平・公正な市場運営を目指します。**

○具体的には、

- ①市場関係者と連携した集荷対策や市場施設の新たな活用の検討、
 - ②衛生管理の強化等による高品質で安全・安心な食肉の供給、
 - ③ライフラインや施設の整備・更新による食品流通の基幹的インフラとしての機能強化、
 - ④食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーション、
- などに取り組んでいきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
 (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>〇流通構造などの環境が大きく変化する中でも、市民への安全・安心な食肉の流通拠点である食肉市場の活性化を実現していくため、経年劣化により市場機能に支障をきたす恐れのある施設設備について改修・更新を図る等、市場施設の整備を行います。</p>
-----	---

〇老朽化した小動物(豚)解体室食肉機械の更新を計画的に進めます。

<計画期間内の主な投資>

対象設備：小動物(豚)解体ライン改修
 時期：令和6年度から令和7年度
 投資理由：老朽化による設備更新
 金額：約19億円

・小動物(豚)解体ライン改修工事終了後は、老朽化の進行状況や脱炭素化の視点を踏まえつつ投資計画に従い実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>〇施設整備に当たっては、市債を活用して事業費を確保します。さらに、国の補助金(県支出金)の活用において制度の精査を行い適切に活用します。 〇市場間競争の激化等で厳しい状況下ではありますが、市場施設使用料は、現状の収入額を維持します。</p>
-----	--

〇施設整備費は原則市債を活用することで、と畜場費会計の安定化をはかり、事業費を確保しています。しかし、市場内設備の改修・更新については、すでに修繕・保守の徹底による設備の延命措置や更新の先送りなどを行っており、すでに耐用年数を超過している設備が多数存在し一斉更新による施設改修費の増加が課題となっています。そこで、歳出予算の安定性の視点から、設備等の故障による市場機能停滞などのリスクが発生しない範囲で「機器選定、施工方法等の精査による設備改修費全体の抑制」「当該年度における改修の必要性の見極め」を柱として検討を行い、工事の一括発注などのメリットを検討していきます。

〇一部空床となっている仲卸棟について、利用促進などに取り組み、歳入の確保に努めます。

〇これまでに実施した施設整備に係る起債については、償還計画に基づき確実な返済を進めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

〇徹底した品質・衛生管理の取組や「市場発横濱牛」等の取扱ブランドなど、食肉市場の魅力を市民の皆様へ広く発信し、市場取引の活性化と認知度の向上を目指します。
 〇消費活動や食品流通構造の変化、食品衛生法の改正、市場間の競争激化等厳しい状況に加えて、取扱頭数の変動、物価やエネルギー費の高騰により、市場全体の管理運営コストが増加している状況となっていますが、場内関係者との連携を強化し、設備の省エネ化など効率的な市場運営に取り組み、増加する管理コストの圧縮に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	〇附属機関である横濱市中央卸売市場開設運営協議会から、「生鮮食品等品の安定供給・価格安定という形で広く横濱市民に貢献しており、市場外流通にはない公共性・公平性を持つ中央卸売市場の公益的使命を果たすため、今後とも横濱市が開設運営者となり、市場の活性化を推進していくことが望ましい」との答申があり、現状維持とします。
投資の平準化	〇すでに法定耐用年数を超過している施設・設備の投資を先送りしており、これ以上の先送りは機能維持の観点からは困難と考えています。
広域化	〇県下において中央卸売市場食肉市場は当市場のみのため未検討
その他の取組	〇施設改修等に合わせさらなるファシリティマネジメントの推進を検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	〇今後、大規模な施設の改修・更新を実施した際に、国の考え方に基づいたうえで、他市場等との競合、市場競争力の確保、産地の動向など出荷者・生産者の影響も考慮し検討していきます。
企 業 債	〇収支計画に計上した数値を、原則上限として事業を実施します。
繰 入 金	〇収支計画に計上した数値を、原則上限として事業を実施します。
資産の有効活用等による収入増加の取組	〇仲卸の空きスペースについて、入居が決定するまでの間は一時貸しなど柔軟に対応することで収入増を検討します。
その他の取組	〇施設改修等に合わせさらなるファシリティマネジメントの推進を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	○施設改修などの機会をとらえ効率的な運用が可能か検討します。
管 理 運 営 費	○施設改修などの機会をとらえ効率的な運用が可能か検討します。
職 員 給 与 費	○施設改修などの機会をとらえ効率的な運用が可能か検討します。
そ の 他 の 取 組	○施設改修等に合わせさらなるファシリティマネジメントの推進を検討します。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	横浜市食肉市場は、卸売市場法をはじめ各種法令等に基づいて、市民に安全で安心な食肉を適正な価格で安定的に供給することを目的に開設されています。県内に公設市場は本市市場以外になく、本市の食肉流通拠点として重要な役割を果たしているだけでなく、市内事業者の経済インフラの中核的拠点であり、地域経済の発展と地域雇用の創出の場としての役割も果たしています。
公営企業として実施する必要性	当食肉市場は、市民に安全・安心・良質な食肉を適正な価格で安定して供給するという公益的の使命のもと、食肉を流通させる市場機能のほか、生体をせりにかける枝肉にするための食肉加工プラントとして「と畜解体業務」も担っています。この「と畜解体業務」は、生産者保護や集荷対策等のために、と畜解体料が低く据え置かれており、全国的に採算の取れない業務となっています。 こうした状況を踏まえ、平成20年3月に附属機関である横浜市中央卸売市場開設運営協議会から、「生鮮食料品等の安定供給・価格安定という形で広く横浜市民に貢献しており、市場外流通にはない公共性・公平性を持つ中央卸売市場の公益的の使命を果たすため、今後とも横浜市が開設運営者となり、市場の活性化を推進していくことが望ましい」との答申が出されており、公営企業の形態で事業を継続しています。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	○大きな政策変更等の状況の変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを実施します。 ○計画の更新(新たな計画の策定)は、現計画の課題・成果の検証結果を踏まえて実施します。
---------------------	---

中央と畜場費会計 収支計画

(単位：百万円)

年度		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
歳入 (A)		4,897	3,370	3,286	3,746	4,182	5,475	4,685	4,791	4,681	5,911	5,439	4,735	4,718	4,716
使用料及び手数料		181	196	221	240	242	242	257	257	257	257	257	257	257	257
県支出金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財産収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入		730	467	371	476	385	391	396	368	368	368	405	368	368	368
市債		1,721	190	359	556	1,130	2,196	1,320	1,237	1,008	2,143	1,624	798	658	667
一般会計繰入金		2,265	2,517	2,334	2,473	2,425	2,646	2,711	2,929	3,047	3,143	3,152	3,311	3,435	3,423
歳出 (B)		4,773	3,270	3,436	3,746	4,248	5,475	4,685	4,791	4,681	5,911	5,439	4,735	4,718	4,716
運営費		2,633	2,645	2,562	2,650	2,560	2,685	2,650	2,723	2,731	2,756	2,702	2,735	2,809	2,808
施設整備費		1,723	206	385	568	1,144	2,219	1,349	1,274	1,026	2,157	1,635	809	670	678
公債費		417	418	489	527	544	571	684	794	922	997	1,101	1,190	1,238	1,229
予備費		0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度からの繰越金 (C)		16	140	241	-	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金 (D)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形式収支	(A-B+C-D=E)	140	241	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度へ繰り越すべき財源 (F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支	(E-F)	140	241	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「横浜市中期計画 2022～2025」を踏まえ、収支計画には10年間の収支見通しを記載しています。